

事故防止の徹底について

〇〇〇高等学校 弓道部 資料

弓道における事故防止については、かねてより格段の配慮をしていますが、一層安全管理体制を確立し、事故の皆無を期する必要があります。

〇〇〇高等学校弓道部員は、一人一人が下記事項を遵守し、事故防止の徹底を図ります。

記

1. 用具について

- ◇弓・矢はいずれも良く手入れされたものを使用すること。
- ◇弓の籐は完全に巻かれていること。
- ◇弓に弦を張る高さは150cmを標準とし低く張らないこと。130cm以下は使用しない。
- ◇矢の筈や篋（シャフト）に傷のあるもの、曲がったものは使用しないこと。
- ◇矢は自分の矢束を知り、短いものを使用しないこと。会で矢先が30cm以上出ていること。

2. 行射について

- ◇指導員の許可なく行射しないこと。
- ◇射位の相互間隔（1500m以上）を守り、極端に狭いところで行射しないこと。
- ◇他人の方に向けて絶対に引かないこと。（まねをしてもいけない）（素引きもいけない）
- ◇矢道に人がいるとき、または赤色灯が出ているときは行射しないこと。
- ◇的に向って射る場合、暴発することがあるので、その外れ矢を防止する矢止め板・ネット等が整備されたところで行射すること。
- ◇矢取りに出るときは、射手の動作を確認して連絡（手拍子）し合い、赤色灯を出して矢取りを行うこと。
- ◇矢取道を通るときは、落ちの射手の行射が終わってから通ること。

3. 巻藁練習について

- ◇巻藁矢で的前に立たないこと。
- ◇巻藁は、安全な場所に設置し、適当な距離で射ること。
- ◇巻藁の前後左右の近いところに人が近づかないように防護柵を付けること。
- ◇巻藁を引いている人に、指導者以外は近づかないこと。
- ◇古い巻藁は、中心が硬くなり射た矢が跳ね返ってくることがあるので注意すること。
- ◇巻藁から外れた矢が跳ね返らないよう巻藁の後ろに畳などを立てておくこと。

4. その他,

- ◇安全の確保は全てに優先することを踏まえて行動すること。
- ◇弓道場内では悪ふざけや、無駄話は避けて練習に集中すること。